

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月16日認可した。

令和7年10月24日

香川県知事 池田 豊人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）亀尾池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）黒嶋池地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）皿井地区